

3-10. 他の制度と連携した 助け合い活動の創出

- 3-10-1.障がい者等への地域生活支援との連携
- 3-10-2.生活困窮者への生活支援との連携
- 3-10-3.こども・子育て支援との連携
- 3-10-4.認知症地域支援推進員との連携

3-10. 他の制度と連携した 助け合い活動の創出

- 3-10-1.障がい者等への地域生活支援との連携

1. 障がい者地域生活支援事業の利用者像

全ての障がい者および障がい児

- 身体障がい
- 知的障がい
- 精神障がい
- 発達障がい
- 難病などによる障がい



出典：社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会「中間まとめ」参考資料

公益財団法人

さわやか福祉財団 108

2. 市町村が行う障がい者等に対する地域生活支援事業

【法令による地域生活支援事業の定義】

障害者等、障害者等の家族、**地域住民**等により自発的に行われる
障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように
するための活動に対する支援を行う事業

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十七条第一項第二号）

【平成27年度予算措置】

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。

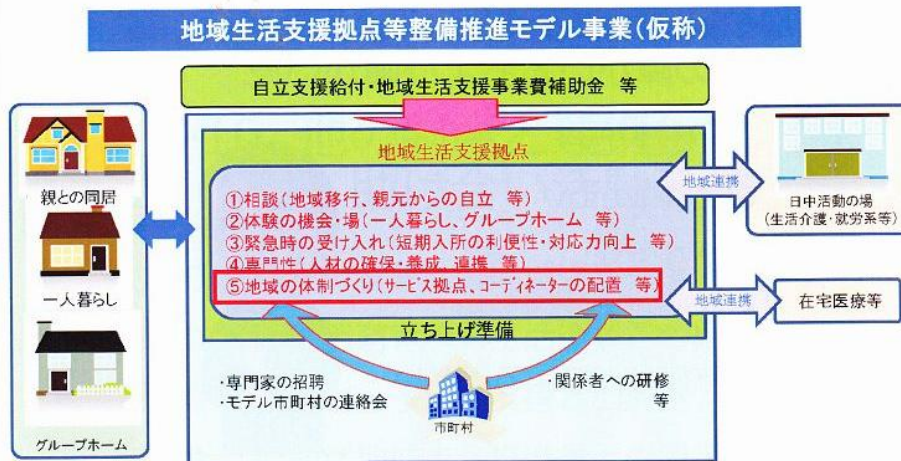
このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、**地域支援のための拠点の整備**や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。

出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成27年3月6日）

公益財団法人

さわやか福祉財団 109

3. 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業イメージ



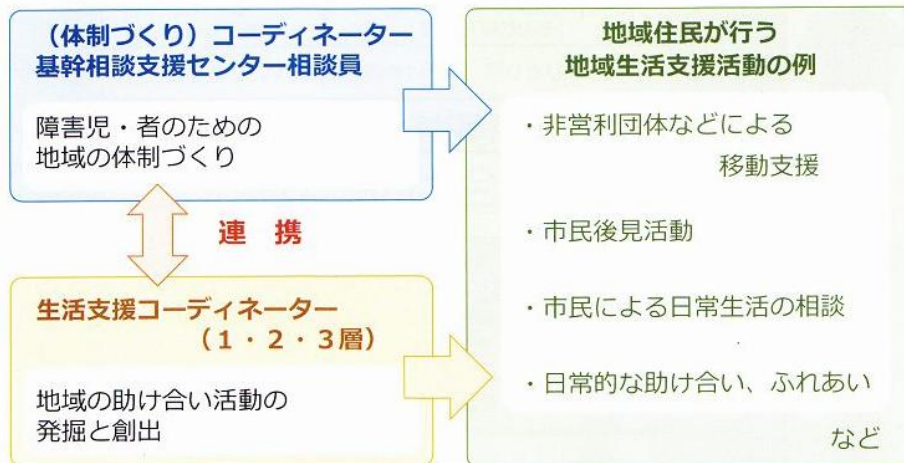
出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成27年3月6日）
赤枠：さわやか福祉財団加筆

3. 障がい者等への地域生活支援事業の全体像（例）



出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成27年3月6日）
赤枠：さわやか福祉財団加筆

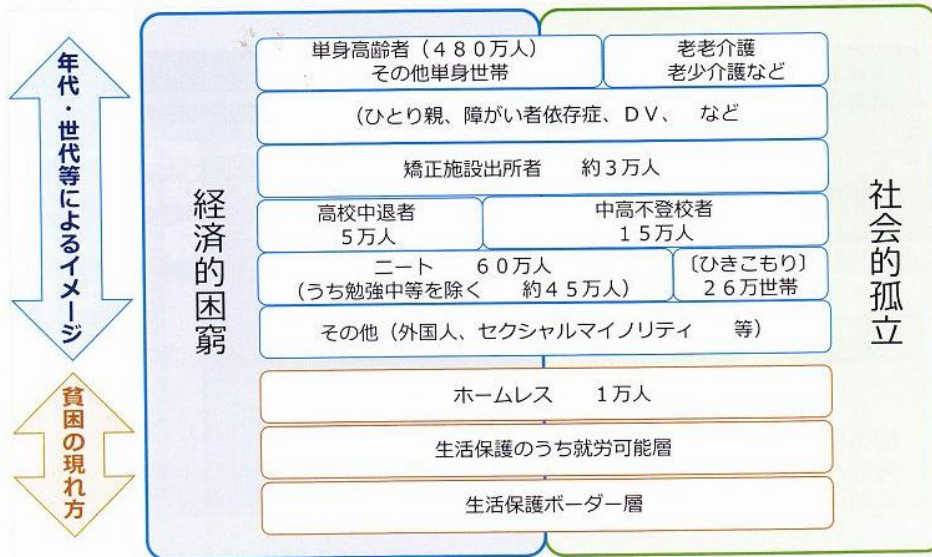
5.地域生活支援事業との連携



3-10. 他の制度と連携した 助け合い活動の創出

3-10-2.生活困窮者への生活支援との連携

1. 生活困窮者自立支援制度の利用者像



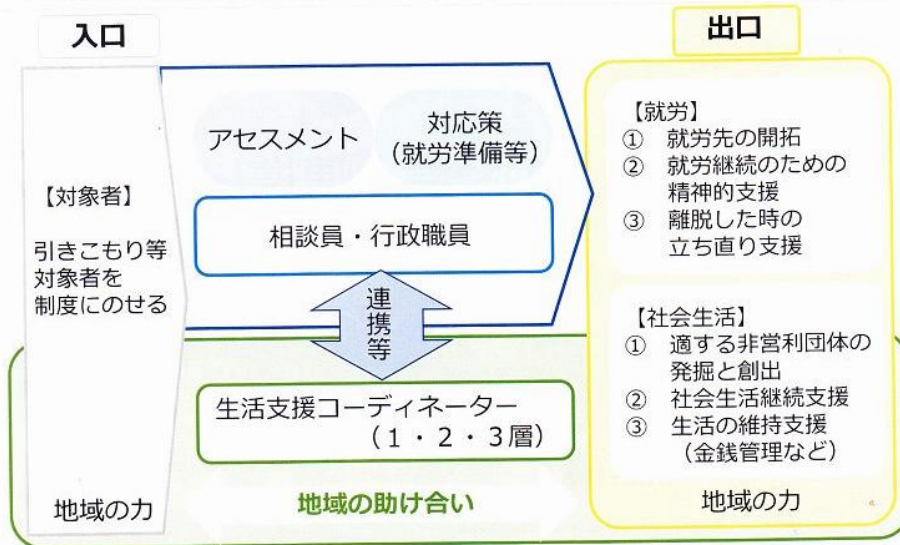
出典：社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会「中間まとめ」参考資料

公益財団法人

ざわやか福祉財団

114

2. 生活困窮者支援制度との連携



公益財団法人

ざわやか福祉財団

115

3-10. 他の制度と連携した 助け合い活動の創出

3-10-3. こども・子育て支援との連携

116

足りない助け合い活動の創出（各論）：3-10-3. こども・子育て支援との連携

1. 子ども・子育て新制度（平成27年4月に本格施行）

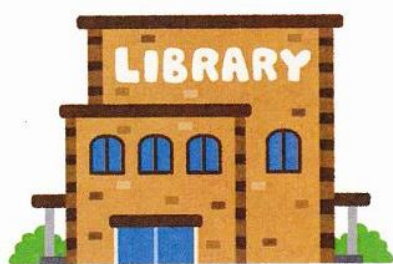
7つの柱

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
「施設型給付」及び小規模保育所等への給付
「地域型保育給付」の創設
- ② 認定こども園制度の改善
- ③ **地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実**
利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの
「地域子ども・子育て支援事業」の充実
- ④ 市町村が実施主体
- ⑤ 社会全体による費用負担
- ⑥ 政府の推進体制
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
国に子ども・子育て会議を設置。
市町村の合議制機関（地方版子ども
・子育て会議）の設置努力義務



2. 地域での子育ての重要性

公民館や図書館等に設けられる地域子育て支援拠点などで、多様な世代の人と交わって育つことは、子ども自身の「自助」「共助」の力を伸ばす



3. 地域の助け合いの力

- ・ 地域には要支援者を含め、多彩な人々が、子育てを支援したいと望んでいる
- ・ 地域子育て支援拠点のほか、子育ての拠点となる多様な居場所がある



4. 「居場所」における交流の事例



さわやか徳島 幸せの家ありがとう

5. 新地域支援事業と子ども・子育て支援との連携

生活支援コーディネーターは・・・
地域子育て支援拠点とも連携し、地域での
助け合いで子育てが行われるような環境を
つくる



3-10. 他の制度と連携した 助け合い活動の創出

3-10-4. 認知症地域支援推進員との連携

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように

123

足りない助け合い活動の創出（各論）：3-10-4. 認知症地域支援推進員との連携

1. 認知症地域支援推進員とは

平成22年度 認知症連携担当者
23年度～ 認知症地域支援推進員（国の補助事業）
26年度（地域支援事業任意事業）
27年度～（包括的支援事業に移行）
26年度見込み 217市町村
⇒ 平成30年度にはすべての市町村に配置される

認知症地域支援推進員の任務は・・・

- ・ 地域における認知症の人とその家族への支援ネットワークを構築する
- ・ 地域において認知症の人を支援する医療・介護関係者間の連携ネットワークを構築する



2. 認知症地域支援推進員との連携

- 生活支援コーディネーターは・・・
認知症地域支援推進員と連携し、
認知症の人も地域で生活を継続
できるよう、地域の支援体制をつくる
- 認知症地域支援推進員は・・・
協議体（主として第2層）に参加するなどし、
生活支援コーディネーターと連携して、認知症
の人も地域で生活を継続できるよう、地域の支
援体制をつくる



〔生活支援コーディネーター・協議体構成員の任務 その2〕

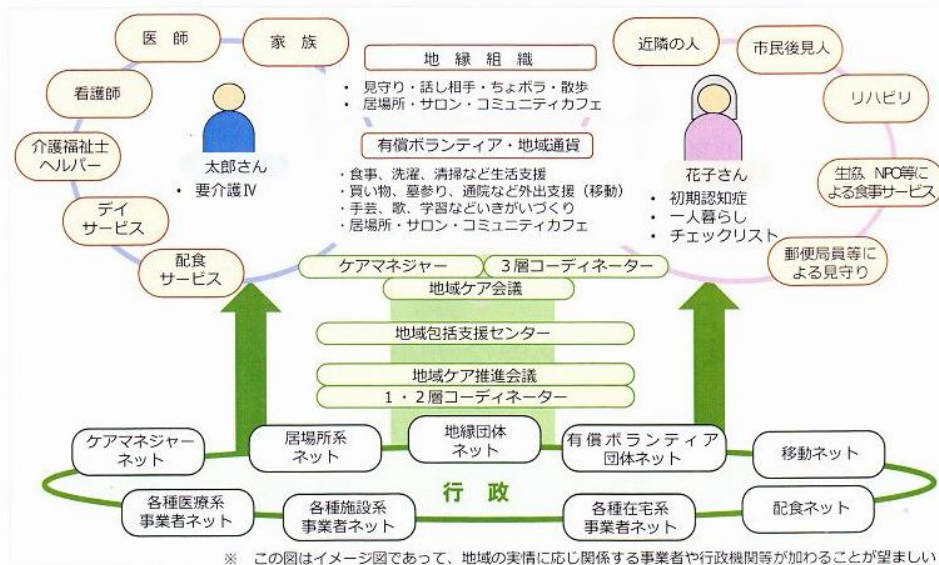
4. ネットワークづくり

必要とする人に、必要な助け合い・サービスが
包括して届くようにするため

4-1. ネットワークのイメージ図

ネットワークづくり：4-1. ネットワークのイメージ図

ネットワークのイメージ図



※ この図はイメージ図であって、地域の実情に応じ関係する事業者や行政機関等が加わることが望ましい

4-2. ネットワークの種別



128

ネットワークの種別

① 個別ネットワーク

特定個人に対し助け合い・サービスを提供する
人たちがつくるネットワーク



② 事業者間ネットワーク

個別ネットワークの構成を支援する機能を有する
事業者間のネットワーク

- ②-1 同種事業者間ネットワーク
- ②-2 異種事業者間ネットワーク



4-3. 個別ネットワーク



130

個別ネットワーク

(1) 目的

特定個人が必要としている医療、介護、助け合い等のサービスを提供する者が情報を共有して、包括的、機能的、合目的にそれぞれのサービスを届けるため、個人単位で形成

(2) 形成者（呼びかけ人、推進者）

ネットワークの必要を感じているサービス提供者その他の助け合い関係者
例えば…

- 医師（退院時のケア会議で結成するなど）
- ケアマネジャー
- 3層コーディネーター
（助け合い活動の対象者について、多種のサービスや助け合いの必要を感じた時、呼びかけるなど）
- 市民後見人
- 地縁組織のリーダー等
- 本人や家族
（本人や家族が、サービス提供者や助け合っている人に対し、相互に連絡するよう依頼するなど）



個別ネットワーク（続）

(3) 形成及び継続時の連絡方法

- 形成

サービスを提供する人や助け合いをする人、本人や家族などが一堂に集まり、本人の状態確認、サービス提供の目的、相互の連携及び情報共有方法などについて、協議・確認

⇒ 関係者が順次加入することにより形成されるネットワークについても、ある時に一堂に会することが望ましい
- 連携、情報共有の方法

連絡帳（特定の様式にしている例もある）を本人宅に置き、提供者がその都度記入する、あるいはメール等で連絡して関係者が情報を共有するなど



個別ネットワーク（続）

(4) 留意事項

- 本人が必要とするサービスや助け合いが変化していくので、サービスや新しい助け合い提供者を速やかに加えるなど、柔軟に対応することが必要
- 本人が必要とするサービスや助け合いを提供する事業者等がその地域にいるのか否か、わからないことも多いので、**個別ネットワーク推進者又は本人・家族が、3層コーディネーター**（地域包括支援センター）**に連絡できるルート**をつくる必要がある
- 必要であるのに個別ネットワークが形成されていない時は、**2層コーディネーターは、その形成を働きかける**（3層コーディネーター、ケアマネジャーあるいはサービスや助け合いの提供者を動かす）必要がある



4-4. 事業者間ネットワーク



134

事業者間ネットワーク

(1) 目的及び機能

事業者間ネットワークは、一般的に、情報共有、協同事業の実施、共通利益の擁護、個別事業の調整などを目的に結成されるが、サービスや助け合いを提供する事業者については、次のような機能を備えるべく、1・2層コーディネーターは、行政と協力して、結成の推進者又は既存ネットワークの運営責任者に働きかける必要がある

① 同種事業者間ネットワーク

- 個別ネットワーク推進者や2層コーディネーターから求められた時、**当該地域における事業者を紹介あつせん**すること
- ある地域において、同種事業者が不足（あるいは重複）している時、**他地域のサービス・助け合いをその地域に広げたり、他の地域に移行させるなどの調整**をすること
- ネットワークで調整してもなお地域に同種事業者が不足する時は、2層コーディネーターに協力して、これを開発すること



事業者間ネットワーク（続）

（1）目的及び機能（続）

② 異種事業者間ネットワーク

- 個別ネットワークが必要なサービス・助け合いを包括して届ける機能を十分に果たしているか否かについて、情報を共有し、その機能を果たしていない原因が特定事業者の姿勢（協調性の欠如）にあたり、同種事業者間ネットワークの機能不全や仕組みの不全にある時には、対策を協議勧告すること
- 個別ネットワークが形成されていない時は、これを形成すること



事業者間ネットワーク（続）

（2）ネットワークがカバーする地域

- 既存の事業者間ネットワークは、事業者の種別により市区町村を単位とするもの（医師会には、さらに広域のものもある）から、日常生活圏を単位とするものまである
- 事業者間ネットワークの目的は、個別ネットワークの支援であるので、その目的を果たすためには、個別ネットワーク推進者が容易に接触でき、かつ、情報も入手・集積・管理しやすい規模、すなわち日常生活圏（地域包括支援センター領域）単位であることが望ましい
- このあるべき姿をイメージ図にすれば、ネットワークイメージ図（100ページ）下段の事業者ネットワークは、2種に分かれることになる
 - ① 日常生活圏域事業者間ネットワーク：2層コーディネーター担当
 - ② 市町村域事業者間ネットワーク：1層コーディネーター担当



事業者間ネットワーク（続）

（3）ネットワークのかたち

- **常設事業者団体型**

独立の団体に行っているかたちと、常設の連絡協議会に行っているかたちがあるが、いずれにしても多目的



- **会合型**

常設ではなく関係者が定時・随時に会合する連絡会議型。特定の生活圏域で活躍する関係事業者間のネットワークは、このかたちが多くなると予想される



事業者間ネットワーク（続）

（4）ネットワークの形成又は機能拡大

【実情及び足りないネットワークの把握】

- 実情把握は、既存の事業者団体から調査する
- 足りないネットワーク機能の把握

（既存の事業者団体）

- **個別ネットワークの支援を適切に行う機能を十分に果たしているか、そのための部門があるか**
- 同種事業者間ネットワークについては、ネットワークに入っていない事業者がいないか
- 異種事業者間ネットワークについては、入っていない関係事業者団体がいないか

（関係する事業者団体のネットワークがない地域）

- 個別ネットワークを推進する者から見て、その生活圏域に個別ネットワークを支援してくれる事業者間ネットワークがないと感じるような状態であるかどうか（事業者、民生委員、地域包括支援センター等からの聴取）



事業者間ネットワーク（続）

（4）ネットワークの形成又は機能拡大（続）

【既存ネットワークの機能拡大】

1・2層コーディネーターは、行政と協力して、既存の事業者団体の指導力あるリーダーに対し、機能拡大の意義、重要性を説き、その理解と協力を得る



【新しいネットワークの形成】

1・2層コーディネーターは、行政と協力して当該地域で活躍するサービス・助け合い事業者のうち、同種又は異種の事業者に信頼されているリーダーに対し、新しいネットワーク形成の意義、重要性を説き、その理解と協力を得る

事業者間ネットワーク（続）

（5）留意事項

- ・ 個別ネットワークの形成の仕組みはまだ十分にはできていない現状にあるので、新しい事業者間ネットワークの形成は、個別ネットワーク形成の仕組みを推進しつつ行うこと
- ・ ネットワークへのニーズは、地域住民からは足りないサービスへのニーズとして出てくることが多いので、1・2層のコーディネーターは、ネットワークの形成で対応可能か、それともサービスを創出した方がよいかを検討すること
- ・ 事業者間ネットワークは、任意加入であるからその形成に時間がかかり、しかも形骸化しやすいので、ネットワークが現場の課題に対応できているか否かを常に検討する意識が必要



4-5. 地縁組織とNPOとのネットワーク



142

地縁組織とNPOとのネットワーク

【特徴】

- 地縁組織は、地域の全テーマ（課題）に第1次に対応する任務を負う点で、他の事業者団体と異なる
- そのため、他の事業者団体とのネットワークを組みにくい面がある

【対応策】

- 地縁組織が助け合いの個別ニーズを把握したものの、自らがこれに対応できない時は、これに対応してくれるNPO等につなぐことのできる関係をNPO等との間につくること
- そのようにして、地縁組織の課題解決を中心にNPO等との関係を広げ、やがて常設の連絡会議をつくるという手法が現実的



発行：2015年4月



公益財団法人

さわやか福祉財団 ©

〒105-0011

東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7F

電話：03-5470-7751 FAX：03-5470-7755

URL：http://www.sawayakazaidan.or.jp/